

社会福祉法人 とやま虹の会
介護老人保健施設 レインボー

(介護予防短期入所療養介護)介護予防ショートステイ
(短期入所療養介護)ショートステイ 利用料金表

要介護度	所得段階	各種加算	教養 娯楽費	食費	1人部屋			2人・4人部屋		
					介護 サービス費	居住費	日額計	介護 サービス費	居住費	日額計
要支援1	1	92	100	300	619	490	1,601	658	0	1,150
	2			390		490	1,691		370	1,610
	3			650		1,310	2,771		370	1,870
	4			1,880		1,668	4,359		377	3,107
要支援2	1	92	100	300	762	490	1,744	817	0	1,309
	2			390		490	1,834		370	1,769
	3			650		1,310	2,914		370	2,029
	4			1,880		1,668	4,502		377	3,266
1	1	92	100	300	794	490	1,776	875	0	1,367
	2			390		490	1,866		370	1,827
	3			650		1,310	2,946		370	2,087
	4			1,880		1,668	4,534		377	3,324
2	1	92	100	300	867	490	1,849	951	0	1,443
	2			390		490	1,939		370	1,903
	3			650		1,310	3,019		370	2,163
	4			1,880		1,668	4,607		377	3,400
3	1	92	100	300	930	490	1,912	1,014	0	1,506
	2			390		490	2,002		370	1,966
	3			650		1,310	3,082		370	2,226
	4			1,880		1,668	4,670		377	3,463
4	1	92	100	300	988	490	1,970	1,071	0	1,563
	2			390		490	2,060		370	2,023
	3			650		1,310	3,140		370	2,283
	4			1,880		1,668	4,728		377	3,520
5	1	92	100	300	1,044	490	2,026	1,129	0	1,621
	2			390		490	2,116		370	2,081
	3			650		1,310	3,196		370	2,341
	4			1,880		1,668	4,784		377	3,578

別途、日用品費として(株)エランとCSセットを契約していただき、1日220円(税込み242円)がかかります。

※記載されている食費は、3食の合計金額です。

請求は、1食ごと(朝食:510円 昼食:660円 夕食:710円)になります。

食事開始時間の1時間前以降にキャンセルした場合は、ご負担いただきます。

介護保険負担限度額証をお持ちの方は、負担限度額の範囲内での請求となります。(裏表参照)

※ 各種加算には、夜勤職員配置加算(24円)、サービス提供体制強化加算Ⅰ(22円)、在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ(46円)が含まれています。

※ 処遇改善加算Ⅰ(3.9%)と、特定処遇改善加算Ⅰ(2.1%)として介護保険分に合計6%として加算されます。

※ 介護保険給付単位数に10.14を乗じた額の1割がご利用者負担となります。

【その他、以下の加算が算定される場合があります】

加算名	料金	備考
送迎費	184円/片道	事業所より片道5kmを超える送迎の場合50円/km
個別リハビリテーション実施加算	240円/日	リハビリスタッフにより個別にリハビリを行った場合
総合医学管理加算	275円/日	治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合
療養食加算	8円/食	療養食を提供する場合
重度療養管理加算	120円/日	要介護4,5で計画的な医学管理と必要な処置を行う必要がある場合
緊急時治療管理	518円/日	緊急的な治療管理として投薬・検査・処置等を行った場合
緊急短期入所受け入れ加算	90円/日	計画的ではなく緊急に受け入れが必要となった場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	認知症症状にて緊急に受け入れが必要となった場合
若年性認知症利用者受け入れ加算	120円/日	若年性認知症利用者へのサービス提供

【その他の実費料金】

- ・ 外泊時の居住費
- ・ 床屋代 散髪2,000円 髭剃り500円
- ・ 電気代 50円/日(持込発熱暖房製品1個につき)
- ・ 洗濯代 業者による洗濯代として実費
- ・ 役所等に対する手続きにかかる費用(手数料、切手代など)実費

※ その他個人で必要なものは、実費請求させていただく場合があります。

○ 所得段階に応じて食費・住居費の負担が軽減されます。

利用者負担段階	主な対象者	
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯①全員が市町村税非課税である老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
第2段階	・世帯①全員が市町村税非課税であって、年金収入額②+合計所得金額が80万円以下の方	
第3段階	・世帯①全員が市町村税非課税であって、第2段階該当者以外	
第4段階	・上記に該当しない方	

①：世帯を分離している配偶者を含む。 ②：非課税年金(遺族年金、障害年金)も含む。